

1 出産したとき

出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に提出してください。

また、出生地でも届出をすることができます。

- 【必要なもの】
- ・出生証明書（医療機関発行のもの）
 - ・届出人の印鑑
 - ・母子健康手帳

問い合わせ 市民課 ☎72-6121、または各支局・市民センター

低体重児出生届

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合、低体重児出生届の届出が必要です。市民課または各支局へ出生届を提出される際に、窓口で低体重児出生届を記入してください。なお、平成28年1月からマイナンバー制度の開始にあたり、低体重児出生届にマイナンバーの記載が必要となりました。

【届出時に必要なもの】

- ・お母さんの「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」
- ・母子健康手帳
- ・印鑑

※赤ちゃんのマイナンバーは後日、確認させていただきます。

問い合わせ 健康づくり課 ☎72-6129

出産育児一時金支給

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてご自身が加入している医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになりました。国民健康保険に加入している人が出産した時、出産育児一時金支給額は、1児につき42万円です。ただし、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は40万4千円となります。

直接支払制度を望まれない場合は、従来どおり、退院時に出産費用の全額を窓口で支払い、後日医療保険者に出産育児一時金を申請してください。社会保険等に加入されている場合は、会社等にお尋ねください。

問い合わせ 市民課 ☎72-6123

子育て支援金（出生祝金）

新生児を出産し、引き続き新見市民である（住民票がある）保護者に支給されます。
申請期限は出産日から1年以内です。

【支給額】	第1・2子	10,000円
	第3子	30,000円
	第4子	50,000円
	第5子以降	100,000円
	【加算額】	双子の場合
	三つ子以上の場合	100,000円

- 【申請に必要なもの】
- ・印鑑
 - ・保護者（父又は母）の通帳

問い合わせ ことども課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

児童手当

【対象者】 中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童を養育する保護者に支給されます。出生届・転入届と同時に手続きをしてください。

ただし、公務員の方は勤務先での申請となります。

【支給額】	月額（申請した月の翌月分から支給）	
	3歳未満	一律15,000円
	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	一律10,000円
	※特例給付（所得制限限度額超）	一律5,000円

【支給月】 6・10・2月（前月までの4か月分を支給）

【現況届】 毎年6月に提出
6月分以降の児童手当等を受けるには、現況届の提出が必要です。

問い合わせ ことども課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

チャイルドシート購入助成

申請日において新見市に1年以上住所があり、満6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシート、またはジュニアシートを新規に購入した方に購入費の一部を助成します。購入日から1年以内に申請してください。

※使用する乳幼児が生まれてからの申請となります。

※インターネットで購入される場合は事前にご連絡ください。

【支給額】 上限額10,000円（乳幼児1人につき1回のみ）

【申請に必要なもの】

- ・領収書の原本
- ・品質保証書（取扱説明書）
- ・購入者の通帳（※購入者は必ず保護者）
- ・印鑑

問い合わせ 子育て課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

子育て支援医療費

中学校3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの小児の医療費の自己負担額を補助します。

【給付方法】 ☆県内の医療機関

「健康保険証」と「子育て支援医療費受給資格者証」を提示すれば無料となります。

☆県外の医療機関

医療機関で自己負担額を支払い、新見市へ申請して払い戻しを受けることができます。（印鑑、保護者の通帳、領収書が必要）

☆その他、払い戻しを受けることができます場合があります。

詳しくは、子育て課にお問い合わせください。

問い合わせ 子育て課 ☎72-6115、または各支局・市民センター

未熟児養育医療費

未熟児で生まれ、指定医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

【対象者】 次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

- ① 出生時の体重が2,000グラム以下の場合
- ② 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ・ 運動不安、けいれん
 - ・ 体温が摂氏34度以下
 - ・ 呼吸器・循環器の症状
(強度チアノーゼ・呼吸数の異常など)
 - ・ 消化器の症状(排便がない・嘔吐が持続するなど)
 - ・ 強い黄疸 など

問い合わせ

こども課 ☎72-6115

産後ケア入院

退院後の育児に不安を持つ産婦さんの心身の休養や相談に応じます。利用されるには事前に予約が必要です。事前予約及び相談は 国際貢献大学校メディカルクリニック または 健康づくり課 にご連絡ください。

【利用料金】 親子で1日5,000円(内訳は産婦さん2,300円、お子さん2,700円)

【利用期間】 産後4か月以内に7日間まで

【対象者】 生後4か月までの赤ちゃんとお母さん

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

国際貢献大学校メディカルクリニック ☎96-9188

(平日：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時)

母乳・育児相談

母乳の出方や、お乳のトラブル、赤ちゃんの体重増加や哺乳量に不安がある等、母乳や育児の相談に応じます。利用されるには事前に予約が必要です。事前予約及び相談は国際貢献大学校メディカルクリニック または 健康づくり課 にご連絡ください。

【 対象者 】 生後1歳までの赤ちゃんとお母さん

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

国際貢献大学校メディカルクリニック ☎96-9188

(平日：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時)

産後ヘルパー訪問

育児疲れのため家事等ができなくなったお母さんが休養できるように、ヘルパーが訪問し家事を行います。利用を希望される場合は、健康づくり課 にご相談ください。

【 利用料金 】 1時間の利用につき500円

問い合わせ

健康づくり課 ☎72-6129

子育て支援ヘルパー訪問

中学校就学前児童の養育が困難な家庭等の負担を軽減するため、ヘルパーが訪問して家事等のお手伝いをします。利用を希望される場合は、こども課にご相談ください。

【 利用料金 】 1時間の利用につき500円

問い合わせ

こども課 ☎72-6115

